

鈴鹿市立公民館条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 7 号

鈴鹿市立公民館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿市立公民館条例（昭和 4 6 年鈴鹿市条例第 2 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び使用時間)

第 2 条 鈴鹿市立公民館（以下「公民館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) その他市長が定める日

2 公民館の使用時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(業務報告)

第 3 条 館長は、毎日の業務を明らかにする日誌を備え、毎月報告書を作成し、業務に関する事項を市長に報告するものとする。

(使用の申請)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の許可を受けようとするものは、公民館使用許可（使用料減免）申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは、公民館使用許可書（第 2 号様式）を当該申請をしたものに交付するものとする。

2 条例第 6 条第 1 項の許可は、申請の順序により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条第1項ただし書の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第4条の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、減免の可否を決定し、前条第1項の許可書により当該申請をしたものに通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第9条の規定により使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更するときは、公民館使用許可取消し（停止、使用条件の変更）通知書（第3号様式）により使用者に通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的を変更し、又は付された条件に違反しないこと。

(2) 許可なく所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可なく館内に掲示、貼り紙、釘打ち等をしないこと。

(4) 館内を不潔にしないこと。

(5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) 使用が終わったときは、火気の始末を確かめ、施設の清掃及び器具の整理をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公民館職員の指示に従い、管理運営上支障を来すような行為をしないこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条、第 6 条関係）

公民館使用許可（使用料減免）申請書										
年 月 日										
(宛先) 鈴鹿市長										
申請者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者) 電 話										
公民館を使用し（使用料の減免を受け）たいので、鈴鹿市立公民館条例施行規則第 4 条（第 6 条第 1 項）の規定により次のとおり申請します。										
使 用 目 的										
使 用 館 名		鈴鹿市立		公民館		場所等				
使 用 日 時		年 月 日 曜日 時 分から 年 月 日 曜日 時 分まで								
使 用 予 定 人 員										
使 用 中 の 責 任 者		住 所								
		氏 名				電 話				
減 免 理 由										
起案 決裁	年 月 日 年 月 日		使用料 区 分		金額		減免額		納付額	
課長 (出先機関の長)	係		ホ ー ル		円		円		円	
			和 室		円		円		円	
使用料の減免 (条例第 8 条第 1 項ただし書による。)			小 会 議 室		円		円		円	
☐ しない ☐ する			研 修 室		円				円	
許 可 書 番 号	使 用 料 受 領 日		冷 暖 房		円		円		円	
	年 月 日		合 計		円		円		円	
備 考										

注 太線内は、記入しないでください。

第2号様式（第5条、第6条関係）

（表）

公民館使用許可書			
年 月 日			
(申請者)		様	
		鈴鹿市長 印	
年 月 日付けで申請のありました公民館の使用（使用料の減免）について、鈴鹿市立公民館条例第6条（第8条第1項ただし書）の規定により次のとおり許可します。			
許可書番号	第 号	使用目的	
使用館名	鈴鹿市立 公民館	場所等	
使用日時	年 月 日 曜日 時から 年 月 日 曜日 時まで		
使用料の減免	☐ しない ☐ する （条例第8条第1項ただし書による。）		
減免をしない理由			
使用場所 使用料 その他	使用料 区分	金額	備考
	ホー ル	円	
	和 室	円	
	小 会 議 室	円	
	研 修 室	円	
	冷 暖 房	円	
	使用料合計	円	
使用料受領日	年 月 日		
使用許可の条件	裏面記載の事項		
備考			

(裏)

使 用 者 の 心 得

- 1 使用開始前に使用許可書を公民館へ提示してください。
- 2 使用者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 許可なく所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (2) 許可なく館内に貼り紙、釘打ち等をしないこと。
 - (3) 館内を不潔にしないこと。
 - (4) 騒音を発生し、暴力を用いる等、他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) 許可を受けた場所以外の場所を使用し、又は許可を受けた設備器具以外のものを使用しないこと。
 - (6) 管理上の必要な指示に従うこと。
- 3 次に該当するときは、使用の許可の効力を停止し、又は許可の取り消しをすることがあります。
 - (1) 使用許可（使用料減免）申請書に偽りの記載があったとき。
 - (2) 使用許可の目的を変更し、又は付された条件に違反したとき。
 - (3) 建物、備品等を破損するおそれのあるとき。
 - (4) 管理上支障があると認められるとき。
 - (5) 関係条例等に違反したとき。
 - (6) その他市長が不適當と認めるとき。
- 4 使用中に建物、備品等を損傷し、又は滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければなりません。
- 5 使用が終わったときは、火気の始末を確かめ、施設の清掃及び器具の整理を行い、報告書を提出してください。

第 3 号様式（第 7 条関係）

公民館使用許可取消し（停止、使用条件の変更）通知書

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付け第 号で許可した公民館の使用について、下記のとおり取消し（停止、使用条件の変更）をしたので、鈴鹿市立公民館条例施行規則第 7 条の規定により通知します。

記

区 分			
取消し（停止、使用条件 の 変 更 ） の 内 容			
申 請 年 月 日		年 月 日	
申 請 者	住所又は所在地		
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者		電話
使 用 目 的			
使 用 館 名 、 場 所 等			
使 用 日 時			
取消し（停止、使用条件 の 変 更 ） の 理 由			
備 考			